



## 国民年金からのお知らせ 令和5年度 学生納付特例の申請受付が始まります。

申・問 住民課 国民年金係  
☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線116)

20歳になると国民年金保険料を納めなければなりません。所得の少ない学生である場合、納付を猶予する制度(学生納付特例制度)があります。

4月から、令和5年度(令和5年4月～令和6年3月)の申請受付が始まりましたので、希望する人は、手続きをしてください。

### 学生納付特例を申請するメリット

- ① 在学中にけがや病気で障がいが残った際に、障害基礎年金を請求することができます。
  - ② 老齢年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に含まれます。
- ※ただし、免除ではなく、納付を猶予する制度なので、学生納付特例を受けた期間は、将来受け取る年金額には反映されません。年金額を増やしたい場合は、10年間さかのぼって納付することができます。

### 必要なもの

- 学生証または在学証明書
- 年金番号が分かる書類またはマイナンバーが分かるもの

### 注意点

- 前年度に申請した人も、毎年申請が必要ですので、必ず申請をしてください。
- 学生納付特例を受けられるかは、前年中の所得を審査して決定します。

### 過去2年間で申請し忘れた人は、速やかに申請してください。

令和3年度、令和4年度の申請を忘れていた人は、当時学生だったことを証明できるもの(学生証や在学証明書、卒業証書など)を持って、速やかに手続きをしてください。



## 水道メーター検針 業務を委託します

問 上下水道課 管理係  
☎ 932-1445(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線233)

令和5年4月から、水道メーターの検針業務を民間業者に委託します。検針についてはこれまでどおり毎月20日前後に行います。検針期間中は、須恵町役場上下水道課が発行した検針委託証明書を携行した検針員が、メーター確認のため、敷地内に立ち入らせていただきます。もし、不審に思われた場合は、検針委託証明書の提示を求めてください。また、検針に関してご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。今後とも皆様のご理解とご協力をお願いします。

問 受託者  
マイタウンサービス株式会社  
☎ 408-5641



## マイナンバーカード用電子証明書の 発行などの業務を停止します

問 住民課 住民係  
☎ 932-1467(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線111)

公的個人認証システム更改作業に伴い、以下の期間に、役場窓口ではマイナンバーカード用電子証明書(署名用電子証明書および利用者証明用電子証明書)の発行、失効、更新などすべての業務が停止します。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- ▶ 停止期間 4月29日(土)～5月7日(日)
- ▶ 主な手続きにおける影響
  1. マイナンバーカード用電子証明書の発行、失効および更新
  2. マイナンバーカードの交付
  3. 引越、結婚などで住所、氏名が変わる場合のマイナンバーカード手続き
  4. マイナンバーカード紛失による一時停止  
停止期間中にマイナンバーカードを紛失した場合は、マイナンバーカードの一時停止について、マイナンバー総合フリーダイヤル(☎ 0120-95-0178 音声ガイダンス2番)で、24時間365日受け付けしています。
  5. マイナンバーカードなどの暗証番号の変更、初期化  
スマートフォンアプリを用いたコンビニエンスストアのキオスク端末(マルチコピー機)における署名用電子証明書の暗証番号初期化サービスは、停止期間中でもご利用いただけます。  
※コンビニエンスストアなどのキオスク端末(マルチコピー機)における住民票の写し、印鑑登録証明書などの取得は停止期間中でも利用可能です。



## 役場からの インフォメーション

手続きはお済みですか?



## 幼児教育・保育無償化に伴う利用料および待機児童支援助成金の申請について(1月～3月分)

申・問 子育て支援課 子育て係 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線152・154)

次の利用料無償化や待機児童支援助成金の対象となっている人は、3か月ごとの手続きが必要です。

利用料などの種類	必要な手続き	申請締め切り
① 届出保育施設の利用料	1月～3月分利用料償還払いの申請 ※①～③の利用料無償化の対象となるためには、事前に認定を受ける必要があります。 ※認定を受けた後の償還払いの申請について、詳しくは認定通知書に同封した書類をご覧ください。	4月20日(木)
② 私立幼稚園の預かり保育利用料		
③ 認定こども園1号の預かり保育利用料		
④ 待機児童支援助成金	1月～3月分の助成金申請 ● 継続して対象の人 前回の(不)交付決定通知書に同封している申請書を提出してください。 ● 初めて申請する人、前回申請していない人 役場1階 子育て支援課で申請書を受け取って、提出してください。 ※①に該当する人で、認可保育園が待機となっており、届出保育施設利用料が無償化の限度額を超える人は、その差額を④で申請してください。 例) 届出保育施設に通園 毎月 基本保育料48,000円を支払い ①で42,000円(3歳未満児上限額)まで無償→園に申請 差額の6,000円を④で申請→役場へ申請	4月28日(金)

※申請の対象かどうかわからないなど、ご不明な点がございましたら、子育て支援課へお問い合わせください。



## 固定資産の縦覧と閲覧を行います

問 税務課 賦課係  
☎ 932-1495(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線136・140)

令和5年度の固定資産縦覧帳簿の縦覧と、課税台帳(名寄帳)の閲覧ができます。

- ▶ 期 日
  - 縦覧 4月3日(月)～5月31日(水) (土日祝日は除く)
  - 閲覧 4月3日(月)～ (土日祝日は除く)
- ▶ 時 間 8時30分～17時15分
- ▶ 場 所 役場1階 税務課窓口
- ▶ その他
  - 縦覧や閲覧ができる人は、固定資産税納税者などに限られます。
  - 納税者本人以外が申請するときは、本人からの委任状が必要です。
  - 来庁者本人が確認できる運転免許証などの書類が必要です。
- ▶ 縦覧・閲覧の役割
  - 土地または家屋を所有する納税者は、縦覧帳簿で所有する資産と同一区内にある土地の評価額または家屋の評価額とを、比較することができます(土地のみの所有者は土地についてのみ、家屋のみの所有者は家屋についてのみ縦覧が可能です)。
  - 課税台帳(名寄帳)の閲覧で、所有する固定資産(土地、家屋、償却資産)を確認することができます。



## こども発達相談の療育 指導員を募集しています

申・問 子育て支援課 子育て係  
☎ 932-1459(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線152)

須恵町こども発達相談で勤務する会計年度任用職員(非常勤の公務員)を募集しています。詳しくは次のとおりです。また、採用にあたっては随時、面接を行います。

- ▶ 条 件 言語聴覚士、作業療法士、特別支援教育の教員免許のうちいずれかをお持ちで幼児の教育に興味がある人
  - ▶ 勤務時間 月曜日～金曜日  
8時30分～17時(1日 7時間30分)
  - ▶ 勤務日数 月に21日程度
  - ▶ 給 与 時給 1,292円
  - ▶ 勤務場所 須恵町こども発達相談(須恵中学校内)
  - ▶ 勤務開始 随時
  - ▶ 各種手当・保険など  
通勤手当、期末手当(賞与)有り  
社会保険・厚生年金・雇用保険・介護保険(40歳以上)の適用  
任用期間に応じて年次有給休暇を付与
  - ▶ 提出書類
    - ① 須恵町会計年度任用職員登録申請書
    - ② 該当する職種の資格証(免許証)の写し
  - ▶ 提出先 役場1階 子育て支援課(4番窓口)
- 問 須恵町こども発達相談 ☎ 080-7179-9421(直通)